

(写)

2 農振第 1967 号
令和 2 年 10 月 20 日

全国知事会会長	飯泉 嘉門	}	殿
全国市長会会長	立谷 秀清		
全国町村会会長	荒木 泰臣		

農林水産大臣 野上 浩太郎

確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議について

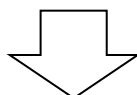
確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場設置要領
(平成 27 年 10 月 26 日付け 27 農振第 1513 号) に基づき、確保すべき農用地
等の面積の目標等に関する国と地方の協議を書面にて実施することとし、別紙
1 及び 2 について協議する。

(案)

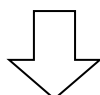
農用区域内農地面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用区域への編入促進の効果及び各種施策による荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、農用区域内の農地面積の目標を設定

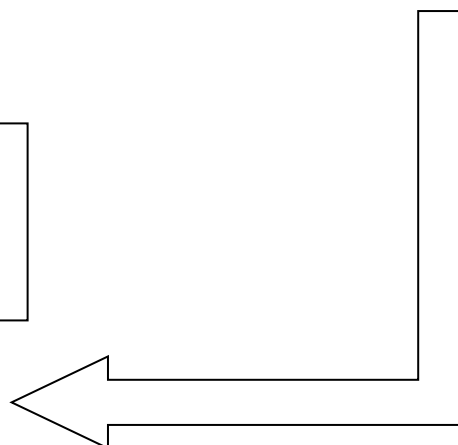
令和元年現在の農用区域内の農地面積 400.2万ha



すう勢	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農用区域からの除外	△7.0万ha	農用区域への編入促進	+5.7万ha
荒廃農地の発生	△8.3万ha	荒廃農地の発生防止	+1.2万ha
		荒廃農地の解消	+4.8万ha



これまでのすう勢が
今後も継続した場合の
令和12年時点の農用地
区域内の農地面積 385万ha (すう勢)



令和12年時点で確保される農用区域内の農地面積の目標 397万ha

注1) ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。
注2) 「すう勢」は、「農用区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

(案)

都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

1 算定式

- [令和 12 年の農用地区域内の農地面積の目標値]
＝ [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年時点の農用地区域内の農地面積]
＋ [令和 12 年までの農用地区域への編入促進]
＋ [令和 12 年までの荒廃農地の発生防止]
＋ [令和 12 年までの荒廃農地の解消]
＋ [令和 12 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

2 設定基準

(1) 令和 12 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②)

- | | |
|--|--------|
| ① 令和元年（基準年）の農用地区域内の農地面積 | ○○千 ha |
| ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和 12 年時点の農用地区域内の農地面積 | ○○千 ha |
| ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成 27 年から令和元年までのすう勢） | |
| イ これまでのすう勢（平成 27 年から令和元年までのすう勢）が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地 | |

(2) 農用地区域への編入促進 ○○千 ha

- | |
|--|
| ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入 |
| ② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動の支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入 |

(3) 荒廃農地の発生防止

〇〇千 ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでの
すう勢が今後も継続した場合における令和 12 年までの荒廃農地の発生を
防止

- ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化
の加速化
- イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

〇〇千 ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、
客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされ
た農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地
域等直接支払制度による共同活動の支援、農地中間管理機構を通じた農業
の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果
的な活用その他の関連施策により解消

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千 ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進
及び荒廃農地の発生の防止等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件
を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用
地区域からの除外等